

# 「わたしが見つけた100のアート（仮称）」企画運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

---

令和5年秋に本県で開催される「いしかわ百万石文化祭2023（第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭）」（以下、「文化祭」という。）において、様々な方が気軽に大会に参加できる機会を創出することを目的として、「わたしが見つけた100のアート（仮称）」事業を実施する。

事業を円滑かつ効率的に実施するために、業務を委託（以下、「本業務」という。）することとしており、本業務を行うにあたり、提案者の実施能力、提出された提案内容を総合的に判断することにより受託者を決定することを目的に、プロポーザルを実施する。

## 2 委託業務の概要

---

(1) 業務名称

「わたしが見つけた100のアート（仮称）」企画運営業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 委託費用

1,600千円（消費税及び地方消費税含む。）以内

※上記額を上限として見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

## 3 スケジュール（予定）

---

(1) 公告	令和4年 7月29日（金）
(2) 質問票・参加申込書提出期限	令和4年 8月 5日（金）
(3) 企画提案書等提出期限	令和4年 8月19日（金）
(4) プロポーザル審査会	令和4年 8月下旬
※企画提案書の審査については、別途参加者に日程等を連絡する。	
(5) 選定結果通知・公表	令和4年 8月下旬
(6) 契約の締結	令和4年 8月下旬

## 4 プロポーザル参加資格

---

(1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること

- ① 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること
- ② 石川県競争入札参加者資格（物品の部）のうち分類番号24（企画展示広告・映画・室内デザイン類）の資格を有する者であること。平成10年度以降石川県が発注す

る物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ④ 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと
- ⑤ 参加申込書及び企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす）
- ⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。

(2) 共同企業体による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること

- ① 構成員のいずれかが上記（1）の①及び②の条件を満たすこと
- ② すべての構成員が上記（1）の③から⑦の全ての条件を満たすこと
- ③ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員となっていないこと

## 5 質問の受付及び回答

---

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和4年8月5日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

質問票【様式1】を電子メールにより提出し、送付後必ず電話により着信確認を行うこと。

件名は〈わたしが見つけた100のアート企画運営業務委託に係る質問〉とすること。

(3) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎10階  
いしかわ百万石文化祭2023実行委員会事務局

(石川県県民文化スポーツ部いしかわ百万石文化祭推進室)

電話番号：076-225-1353 FAX：076-225-1496

メールアドレス：bunka2023@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問への回答方法

電子メール

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、参加申込書提出者に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けない。

## 6 参加申込書等の提出

---

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年8月5日（金）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 参加申込書【様式2】〈1部〉

② 誓約書【様式3】〈1部〉※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出

③ 事業者概要書【様式4】〈10部〉

※直近3カ年（令和元～令和3年度）の決算書、定款、役員名簿、パンフレット等も各1部提出すること。

※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

④ 同種又は類似業務実績【様式5】〈10部〉

※国又は地方公共団体、外郭団体から受注した過去5年以内の契約内容が分かるもの。

※実績を確認できる書類（契約書の写しなど）を各1部添付すること。

⑤ 共同企業体協定書（写）〈1部〉

※共同企業体を結成して参加する場合に提出すること。

⑥ 石川県が発行する納税証明書（写し可）〈1部〉

※石川県の県税の納税義務を有する者のみ提出すること。

※提出日の3か月以内に発行されたものを提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法に

より提出期限までに必着させること。なお、封筒に「わたしが見つけた100のアート企画運營業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

上記5(3)に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 参加の辞退

参加申込書【様式2】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式6】を提出すること。

## 7 企画提案書等の提出

---

(1) 提出期限

令和4年8月19日（金）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 企画提案書〈正本1部、副本9部〉

※企画提案書は、A4又はA3横、横書き、左綴じとし、表紙に「わたしが見つけた100のアート企画運營業務委託提案書」と記載すること。正本は余白に会社名を表示し、副本には企画提案書内に会社名を表示しないこと。

② 見積書（様式任意）〈1部〉

※留意事項

- ・宛先は「いしかわ百万石文化祭2023実行委員会 会長 馳 浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）。
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- ・見積額が2(4)委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 企画提案書の内容

企画提案書には、次に示す事項を盛り込むこと。

・令和4年度の広報活動にかかる下記の内容

① Instagram広告の実施について、ターゲット設定や想定インプレッション数等を示して提案すること。

② Instagram広告以外の広報媒体及び実施時期等について提案すること。

・令和5年度の実施計画にかかる下記の内容

※別紙1記載の事業目的・ターゲット等を理解したうえで、下記の内容について企画提案すること。

- ①「わたしが見つけた100のアート」を活用した石川県内の周遊を促す企画案  
参加者が実際にアートに足を運びたい、巡りたいと思うような企画を提案すること。下記③のwebサイトを活用した企画内容としてもよい。
- ② 企画及び実施計画の作成  
企画及び実施計画の作成に際して、有識者に意見聴取等の協力を依頼する場合や、意見聴取する場を設ける場合は、協力を依頼する関係機関・関係者等について記載すること。
- ③ 「わたしが見つけた100のアート」を紹介するwebサイトの案  
PC・スマートフォン等の端末で利用できるwebサイトのイメージについて、トップページのデザイン案や参考となる他事例を示して提案すること。  
webサイトは、アートの所在地が分かりやすい内容とし、上記①で提案する企画内容を紹介するページを含むこと。
- ④「わたしが見つけた100のアート」を周知する広報宣伝計画案  
広報媒体、実施時期等について具体的に提案すること。
- ⑤ 業務スケジュール  
適正かつ具体的な準備業務及び実施業務スケジュール計画等。
- ⑥ 実施経費（令和5年度）  
実施経費には上記①～④の提案の実施に係る経費に加え、令和5年4月1日以降の応募情報の管理にかかる経費も含めること。  
ただし、令和5年度の実施経費の設定金額は、5,500千円（消費税および地方消費税の額を含む。）を限度額とする。  
※上記限度額は、あくまで企画提案上の事業規模を示すためであり、次年度の発注額を示したものではない。

※留意事項

- ・イメージ写真を示すなど、企画内容の具体的なイメージがつくような提案をすること。
- ・委託者が何らかの役割を担う場合は、委託者と受託者の役割を明確に示すこと。
- ・自社（共同企業体）の強みを活かした企画の提案がある場合は積極的に記載すること。
- ・文字サイズは、12ポイント以上とすること。
- ・言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定単位によるものとする。
- ・再委託先がある場合は、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「わたしが見つけた100のアート企画運營業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(5) 提出先

上記5(3)に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(6) 留意事項

- ・ 提出できる企画提案書は1案とする。
- ・ 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・ 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・ 企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・ 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。

## 8 企画提案書の審査

---

企画提案書の審査については、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより実施する。

なお、企画提案書の提出者が多数となった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

(1) 日時及び会場

企画提案書提出者に対し、別途通知する。

(2) 実施方法

- ① 説明者は1提案あたり3名以内とする。
- ② プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づき、15分以内とする。
- ③ パワーポイント等の電子データを用いてプレゼンを行う場合は電子データを事前に用意し、事務担当宛てに実施日前日までに電子メールで送付すること。
- ④ 準備する電子データに関しては、企画提案書に沿った内容とすること。
- ⑤ 審査会場にはスクリーン、プロジェクター、パソコンを準備するが、操作環境上、提案者が持参する機器等を用いる場合には予め相談すること。なお、提案者が持参する機器等を用いる場合、設定等準備の時間はプレゼンテーションの時間を含むものとする。
- ⑥ プレゼンテーションに係る審査委員からの質問に対しては、簡潔な説明に努めること。なお、質疑応答時間は10分以内とする。
- ⑦ プロポーザル参加者は、他の参加者のプレゼンテーション、ヒアリングを傍聴することはできない。

## 9 選定方法

---

- (1) 別添「「わたしが見つけた100のアート（仮称）」企画運営業務委託 評価基準」に基づき、「わたしが見つけた100のアート（仮称）」企画運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）において、審査を行うものとし、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (2) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（130点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (3) 審査委員会は必要に応じて、提案者から追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行うことができる。
- (4) 審査は非公開で行う。
- (5) 失格

次のいずれかに概要した場合は、失格となることがある。

- ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ・他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと
- ・実施要領又は仕様書に適合しない書類を作成すること
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・プレゼンテーションに参加しないこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 10 選定結果の通知

---

選定結果は、参加者に対し別紙2又は3により通知するとともに、業務委託先候補者を石川県ホームページに掲載する。なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

## 11 契約の締結

---

- (1) いしかわ百万石文化祭2023実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、審査委員会が最も優れた提案を行ったとした参加者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 上記9により最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。
- (3) 参加者が、企画提案書の作成にあたり、定められた予算及び期限の範囲内で、仕様書よりも優れた方法で提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。
- (4) 最新技術を取り入れる等、受託者の専門的な立場から本業務の委託費用範囲内で受託者独自の強み及び効果的な提案がある場合は、企画提案書に明記すること。
- (5) 契約成立後、事業の進行に伴い、仕様書における方法より優れた方法が発見された場合は、契約者との合意の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (6) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

## 12 契約の解除

---

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

## 13 著作権等

---

- (1) 本業務の成果品（ただし、応募写真及び応募情報は除く）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及びその権利はすべて委託者に無償で譲渡するものとする。

ただし、受託者と委託者の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。

- (2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含めること。

## 14 業務の一括再委託の禁止

---

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に事務局に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

## 15 その他

---

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、参加者は提出した企画提案書を実行委員会に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として参加者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として参加者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 本プロポーザルの参加により、実行委員会から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、実行委員会の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (8) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

## 事業概要・目的

- ・ 県民や観光客が県内で撮影したアートだと感じる写真を募集し、「わたしが見つけた100のアート」を選定。
- ・ webサイトやガイドブック等で紹介するほか、アート巡りによる県内の周遊を促す企画を実施。
- ・ 様々な方が気軽にいしかわ百万石文化祭2023に参加できる機会を設けるとともに、石川県のアートスポットを発見したり、再認識してもらい、県内を巡ってもらうきっかけをつくることを目的に実施する。

## ターゲット

「わたしが見つけた100のアート」を活用した県内の周遊を促す企画は下記のような方々をターゲットとする。

- ・ ドライブに出かける北陸3県、岐阜県、長野県在住の方
- ・ レンタカーを利用する観光客
- ・ 美術館や芸術祭などアート巡りが好きな方
- ・ 写真を撮ること、SNSで発信することが好きな方
- ・ 食べ物を目的に県内を巡る方（ついでにアートを見てもらう）など

## 企画提案内容

令和5年度の実施計画について、事業の目的・ターゲット等を理解したうえで、下記①～⑥について企画提案すること。

### ①「わたしが見つけた100のアート」を活用した石川県内の周遊を促す企画

- ・ 参加者が実際に足を運びたい、巡りたいと思うような県内の周遊を促す企画を提案すること。
- ・ ③のwebサイトを活用した企画内容としてもよい。

(例) ・ 巡ること自体が楽しくなる、複数のアートを訪れたいような企画  
・ 参加者がSNSで発信したくなるような企画  
・ 観光や食事など別の目的で訪れた人が、近くのアートにも足を運んでみようと思うような興味をひく企画 etc.

### ③選定されたアートを紹介するwebサイト

- ・ PC・スマートフォン等の端末で利用できるwebサイトのイメージについて、トップページのデザイン案や参考となる他事例を示して提案すること。
- ・ アートの所在地が分かりやすい内容とすること。
- ・ ①の企画内容を紹介するページを含むこと。

(例)地図上でアートの所在地がわかる etc.



### ②企画及び実施計画の作成

企画及び実施計画の作成に際して、有識者に意見聴取等の協力を依頼する場合や意見聴取する場を設ける場合は、協力を依頼する関係機関・関係者等について記載すること。

### ④「わたしが見つけた100のアート」を周知する広報宣伝計画案

広報媒体、実施時期等について提案すること。

### ⑤業務スケジュール

準備業務及び実施業務スケジュール計画等。

### ⑥実施経費

①～④の実施に係る経費と令和5年4月以降の応募情報の管理に係る経費を算出すること。

別紙 2

い 百 第 号  
令和 年 月 日

業務委託先候補者 様

いしかわ百万石文化祭 2023 実行委員会  
会 長 馳 浩

企画提案書の審査結果について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで貴社から提出のあった次の業務の企画提案書について審査委員会による審査の結果、貴社が業務委託先候補者として選定されたので通知します。

なお、契約等については、別途連絡いたします。

記

委託業務名：「わたしが見つけた100のアート（仮称）」企画運営業務委託

別紙 3

い 百 第 号  
令和 年 月 日

非選定者 様

いしかわ百万石文化祭 2023 実行委員会  
会 長 馳 浩

企画提案書の審査結果について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで貴社から提出のあった下記の業務の企画提案書について審査委員会による審査の結果、業務委託先候補者として選定しなかったの  
ので通知します。

なお、参考までに下記の者が業務委託先候補者として選定されましたことを  
お知らせいたします。

記

1. 委託業務名：「わたしが見つけた100のアート（仮称）」  
企画運営業務委託
2. 業務委託先候補者：〇〇〇〇